（別紙）

建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号に基づく
東京都容積率の許可に関する取扱基準　改定概要

○新たに追加する容積率緩和対象

（１）対象建築物

浸水想定区域等の浸水リスクのある地域において建築される、住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに供する部分を有する建築物で、地階等を有するもの

（２）容積率緩和対象部分

対象建築物の受変電設備等が設置される電気室のうち、浸水リスクの低い一定の高さ以上の地上階に設けられるもの。ただし、当該電気室に設置する受変電設備等を地階等に設けることができる場合に限る。
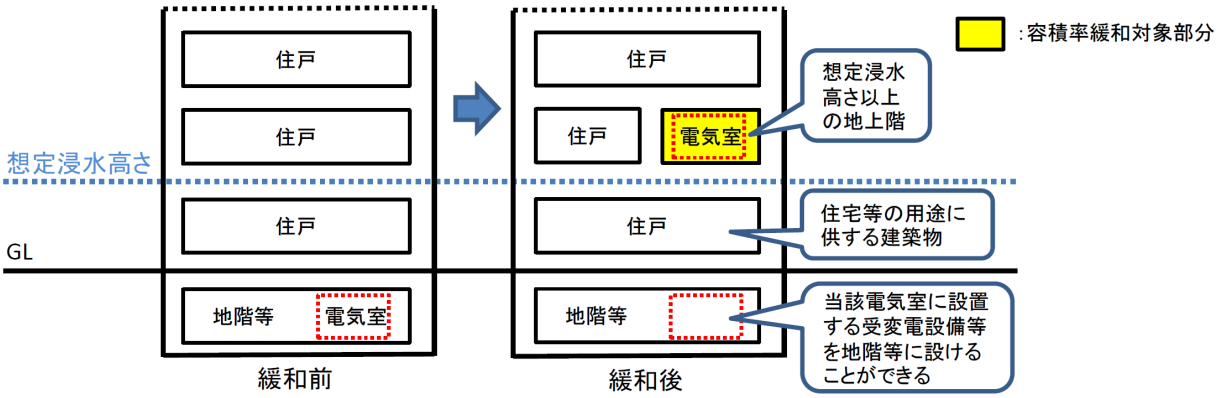
容積率許可のイメージ（例：共同住宅）